

平成23年 第2回沼田町議会定例会（2日目） 会議録

平成23年 6月24日（金）
午後 1時59分 開会

1. 出席議員

議長	9番	杉本邦雄	議員	1番	津川均	議員
	2番	上野敏夫	議員	3番	高田勲	議員
	4番	久保元宏	議員	5番	長原誠	議員
	6番	鵜野範之	議員	7番	絵内勝己	議員
	8番	中村保夫	議員	10番	渡辺敏昭	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町長 金平嘉則君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	神憲彦	君	総務課長	辻広治	君
地域開発課長	横山茂	君	財政課長	辻山典哉	君
農業振興課長	栗中一弘	君	住民生活課長	篠原毅	君
建設課長	谷口勲	君	保健福祉課長	吉田憲司	君
和風園園長	中山利之	君	旭寿園園長	浅野信行	君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 生沼篤司君 次長 赤井圭二君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 菅原秀史君 書記 川嶋智君

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）皆さんご苦勞様です。只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これより2日目の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番、鵜野議員、7番、絵内議員を指名致します。

(一 般 議 案)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、議案第31号沼田町第5次総合計画基本構想についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。地域開発課長。

○地域開発課長（横山 茂課長）議案第31号、沼田町第5次総合計画基本構想の策定について。地方自治法（昭和22年法律第67号第2条第4項）の規定により沼田町第5次総合計画基本構想を別冊のとおり提出する。平成23年6月23日提出。町長名でございます。

提案理由を申し上げます。沼田町第5次総合計画基本構想につきましては、別途概要につきましてご説明を申し上げたところでございますが、地方自治法に基づきまして、市町村はその事務を処理するに当たって議会の議決を得てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定める義務があると規定されていることから、本日ここに新しい時代を展望し持続可能な地域モデルを作る道筋を示すと共に、ずっと支える、もっと羽ばたく雪国の理想郷沼田町、将来像を設定し、町民の皆さんと共に新たな町づくりを進めていく決意を込めて沼田21世紀プランをご提案申し上げます。本議会の議決をいただきたくよろしくご審議の程お願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採

決致します。お諮り致します。議案第31号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(杉本邦雄議長) 日程第3、議案第32号、沼田町移住定住応援条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。地域開発課長。

○地域開発課長(横山 茂課長) 議案第32号、沼田町移住定住応援条例について。沼田町移住定住応援条例を提出する。平成23年6月23日提出。町長名でございます。

以降条文につきましてはお目通しいただきたく提案理由を申し上げます。今年3月31日を持って持ち家住宅取得奨励金の交付制度を実施してきた沼田町移住定住促進条例が失効したことに伴い、今回新たに町民が安心して住み続けられる定住応援策と、町外から沼田町に移住を促す応援施策をまとめ、沼田町移住定住応援条例と制定し、持ち家住宅取得奨励金、新築住宅、それから中古住宅更に持ち家住宅改修奨励金を交付することにより、町民の定住促進と住みよいふるさとづくりを目的とし、今年4月1日より平成27年3月31日までの4年間において実施すべく本条例を提案申し上げますので、本議会の議決をいただきたくよろしくご審議の程お願いを申し上げます。以上でございます。

○議長(杉本邦雄議長) はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) 質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第32号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(杉本邦雄議長) 日程第4、議案第33号、沼田町がんばる高校生応援手当条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。地域開発課長。

○地域開発課長（横山 茂課長）議案第33号、沼田町がんばる高校生応援手当条例について。沼田町がんばる高校生応援手当条例を提出する。平成23年6月23日提出。町長名でございます。

以降条文につきましてはお目通しいただきたく提案理由を申し上げます。本条例は第1条の目的に掲載したとおり、本町に住む子ども達誰もが安心して通学し、勉学に励む環境を作り、未来の沼田を担う人材育成を進めると共に、充実した子育て支援により定住促進に繋げる為、高校生の保護者に対して就学奨励金を交付し、高校生までの一貫した子育て支援体制を確立することにより、安心して住みよい町づくりを実現すべく、沼田町がんばる高校生応援手当により高校生1人当たり月額5000円を年2回交付することとし、子育て支援環境の充実を目的に、今回新規に制定しご提案申し上げますので、本議会の議決をいただきたく、よろしくご審議の程お願い申し上げます。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第33号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第5、議案第34号、町税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第34号、町税条例等の一部を改正する条例について。町税条例等の一部を改正する条例を提出する。平成23年6月23日提出。町長名でございます。

町税条例等の一部を改正する条例。町税条例（昭和29年条例第10号）の一部を次のように改正する。附則に次の3条を加える。改正条文につきましては、非常に煩雑となっておりますので、朗読を省略をさせていただきます。提案理由のご説明を申し上げたいと思います。地方税法等の一部を改正する法律が平成23年4月27日に公布になりまして、関係する政令、省令についても同日付で公布され

たことに伴いまして、町税条例の関係条文について改正準則に基づき所用の改正を行ったものでございます。今回の地方税法等一部改正の主な内容につきましては、東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、現行税制をそのまま適用することが被災納税者の実態等に照らして適当でないと考えられるもの等について緊急の対応として税制上の措置を講じたものとなっております。町税条例の改正につきましては当町は被災地ではございませんので、附則にかかる3条の追加の改正のみと言う風になってございます。

まず附則の第22条関係でございませけれども、いずれにしても東日本大震災の特例と言う事でございまして、個人住民、町民税関係におけます、雑損控除の特例であります。これにつきましては住宅や家財等にかかる損失の雑損控除、これに付きまして平成23年度住民税での適用を可能にするものでございます。その損失額を平成22年分の総所得金額等から雑損控除として控除できることとしたものでございます。これは税務署へ修正申告が必要になるわけではありますが、又、雑損控除を適用して前年分の総所得金額等から控除しても、なお控除しきれない損失額についての繰越期間、本則3年でありますけれどもこれを5年に延長するというようにしたものでございます。

次に附則の第23条関係でございませけれども、住宅ローン減税の適用の特例でございませ。住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により滅失等、住居の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について引きつづき税額控除を適用できることとした、こういう改正になってございませ。

次に附則の第24条でございませけれども、東日本大震災にかかる固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の手続きに関する事を規定したものでございませ。現実的にはですね、本町の場合被災地からの住所移動がなされた方は今のところございませせん。しかし、仮に住所を移された場合に沼田町の住民となった時にこの条例附則が適用されることになるということでございませ。以上提案理由の説明とさせていただきます。ご承認の程よろしくお願いを致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第34号は、原案のとおり決することに異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第6、議案第35号、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第35号、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。沼田町国民健康保険税の一部を改正する条例を提出する。これ失礼しました、保健税条例の一部を改正する条例でございます。平成23年6月23日提出。町長名でございます。

沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。沼田町国民健康保険税条例(昭和35年条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正条文につきましてはご覧のとおり非常に煩雑となっておりますので、朗読を省略させていただきまして、提案理由のご説明を申し上げたいと言う風に思います。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布されてございます。これが4月1日から施行されたことに伴いまして、国民健康保険税の課税限度額を改正する他、平成23年度保健給付の見直しから税率の改正を行ったものでございます。お手元に資料として4枚物と、1枚物の資料をお配りをさせていただいております。まず1枚物の資料、左上に平成23年国民健康保険税条例の一部改正資料というものでございますが、これをご覧頂きたいと思っております。まず資料の1表限度額の改正でございます。法令の改正趣旨につきましては、中、低所得者の国民健康保険税の負担の軽減を図るため、課税限度額を見直すものでありまして、医療保険部分の課税限度額現行50万円を51万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額を現行13万円を14万円に、介護納付金の課税限度額を現行10万円を12万円に改めるものであります。改正根拠となるものは先程申し上げましたとおり、地方税法の一部改正でございますが、施行令の第56条の88の2で規定がなされてございます。資料に記載してるとおりこういった改正根拠でございます。

次に税率の改正でございますが、まず概要でございます。平成23年度の国保会計につきましては医療費の増加傾向に加えまして、歳入におきましては前期高齢者交付金の減少など、必要税収額は22年度に比較を致しますと、約3千万円の増加が見込まれるということでございます。仮に限りなく必要額に近づけた税率で積算を致しますと被保険者の負担水準が極端に増加をしてしまうということから、基金

より5千万円を繰入を致しまして、負担額が前年度と同程度の水準になるように税率の改正を行ったものでございます。また税率改正に伴いまして、低所得者等に対する応益分の税額についてもそれぞれの軽減率、7割、5割、2割これに改正をしたところであります。

資料の2表負担軽減対策をご覧をいただくとおり、仮に基金の補填をしないで必要額全額を賦課した場合、1世帯あたり平均課税額の欄であります。必要額を全額付加した場合、1世帯あたりの平均負担額は29万9千518円となります。1人当たりの平均負担額は15万5千770円となりまして、前年度基金2千500万円を繰入後のそれぞれの負担額、1世帯あたり19万6千384円、1人当たり10万2千529円と比較いたしますと、極端に増加することとなります。

そこで基金から5千万円を繰入まして、前年度負担水準と同程度に軽減することとし、税率を改正をしたものでございます。これによりまして、本年度1世帯あたり平均負担額につきましては、軽減した場合1世帯あたり20万4千937円となりまして、9万4千581円の軽減、1人当たりにつきましては10万飛び600、失礼しました10万6千938円となり、4万8千832円の軽減を図ったことになる訳でございます。

なお、これらの改正につきましては6月7日に開催されました、沼田町国民健康保険運営協議会において諮問を申し上げ、こういった内容でよろしいというご意見の答申をいただいたものでございます。

なお、改正の税率につきましては表に記載をしているとおりでございます。

次に4枚物の資料の一番後ろの頁をお開き願いたいと思いますが、北空知管内の賦課の状況を、知りえる範囲の中でまとめたものでございます。深川市と雨竜町が公表をしてございませぬけれども、その他の町の賦課状況を参考までにとりまとめをさせていただきました、1世帯あたり1人当たりの平均課税額欄、これの23年度については網掛けをしてございますが、その計の欄をご覧を頂きたいと思いますが、この情報を見ますと幌加内町を除きまして、負担水準的には本町が一番低い水準と言う風になっているものでございます。

次にその前の頁、3頁に戻っていただきまして、今回のこの税率の改正におけます、いわゆる改正前と改正後これの比較でございます。影響でございます。所得同じとみなして、改正前と改正後でございますが、それぞれ3パターン試算をしております。一つ目のパターンについては会社に勤務してるAさん、無収入の奥さんと子ども2人の4人家族、いたって平均的な家族なのかなと思っておりますが、改正前と改正後比較を致しますと、3万900円の増額と言う風になってございます。

次農業所得のあるBさんの場合、この方で見ますと比較を致しまして、3万2600円の増、それから65歳以上の1人暮らしの場合、この人については2300

円の増ということで負担水準は低く抑えつつも、若干平均的には上がらざるを得ないと言う状況でございます。

以上ご説明を申し上げまして、提案に代えさせていただきます。よろしくご審議の程お願いを申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第35号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第7、議案第36号、沼田町移住定住促進基金条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第36号、沼田町移住定住促進基金条例の一部を改正する条例について。沼田町移住定住促進基金条例の一部を改正する条例を提出する。平成23年6月23日提出。町長名でございます。

今回の一部改正につきましては、提案理由にございますとおり、沼田町移住定住促進条例に基づく奨励措置に必要な財源を確保する為、沼田町移住定住促進基金を設置をしておりましたけれども、平成23年3月31日この条例が失効をし、今回新たに沼田町移住定住応援条例を制定したことから、本基金条例の一部を改正するものでございます。こういったことで、題名につきましては沼田町移住定住応援基金条例、第1条中沼田町移住及び定住の促進に関する条例を沼田町移住定住応援条例に、沼田町移住定住促進基金を沼田町移住定住応援基金に改めると言う風にしたものでございまして、応援条例に対応する基金条例にさせていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第36号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第8、議案第37号、沼田町商工観光振興基金条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第37号、沼田町商工観光振興基金条例の一部を改正する条例について。沼田町商工観光振興基金条例の一部を改正する条例を提出する。平成23年6月23日提出。町長名でございます。

沼田町商工観光振興基金条例の一部を改正する条例。沼田町商工観光振興基金条例（平成11年条例第8号）の一部を次のとおり改正する。第4条第1号エを削る。

提案理由を申し上げます。沼田町中心市街地の活性化に関する条例に基づきます奨励措置、これに係ります財源を当商工観光振興基金に求めるべく、基金条例の充当対象に規定をしてございました。が、しかし平成23年3月31日限りで条例が失効したことから、基金条例第4条第1項のエ、沼田町中心市街地の活性化に関する条例に基づく奨励措置、これを対象事業から削除する必要があったものでございます。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第37号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決

ました。

○議長（杉本邦雄議長） 日程第 9、議案第 38 号、沼田町学校教育施設整備基金条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長） 議案第 38 号、沼田町学校教育施設整備基金条例の一部を改正する条例について。沼田町学校教育施設整備基金条例の一部を改正する条例を提出する。平成 23 年 6 月 23 日提出。町長名でございます。

沼田町学校教育施設整備基金条例の一部を改正する条例について。沼田町学校教育施設整備基金条例（平成 22 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。沼田小学校改築整備基金条例。第 1 条中、学校教育施設整備に伴いを沼田小学校の改築及び施設整備に（沼田町学校教育施設整備基金）を（沼田小学校改築整備基金）に改める。

提案理由でございます。今年度から事業が着手されるわけでございますが、この小学校改築事業費の特定財源とするために沼田小学校の改築のための基金であることを明確にする必要がある。このことから基金名を改正するものでございます。

具体的に申し上げますと、過疎債を適用して事業財源にこの基金を充てるわけですが、これが特定の明確な特定の基金でなければいわゆる一般財源基金扱いとして、単なる一般財源部分にしか充てられないということで起債の抑制に繋がらないと言う事で、今回明確にする為に沼田小学校改築整備基金と言う風に改めるものでございます。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長） はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第 38 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長） 日程第 10、議案第 39 号、沼田町ほたる保護条例の一部

を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（辻 広治課長）議案第39号、沼田町ほたる保護条例の一部を改正する条例について。沼田町ほたる保護条例の一部を改正する条例を提出する。平成23年6月23日提出。沼田町長名でございます。

提案理由の説明の前に改正条文の中ですね、中ほどになりますが（学術その他規則で定める）とありますが、この学術の後に研究と言う文言を入れて頂きたいと思えます。その訂正後は学術研究その他規則で定めると言う風に訂正をお願い致します。お詫び申し上げます。

それでは沼田町ほたる保護条例の一部を改正する条例の提案理由について説明をさせていただきます。本条例に罰則規定を設けているところでございますが、旭川地方検察庁より本、この罰則規定について適用上問題が生じる、又捕獲の禁止区域の明確化や捕獲禁止をするほたるの定義付けをきちっとしなさいと言う指導を、定義付けをすることが好ましいという指導を受けていたところでございます。今回そのような文言を整理し、なおかつ刑事処分となる罰則規定をですね、行政処分となる過料に改正を行うという内容でございます。第2条中の町内の区域内、これを沼田町内と言う風に定めることと、蛍については生息するほたるの幼虫及び成虫という定義付けをさせていただいております。それから第3条中では罰金これを過料と言う風に改めたところでございます。よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、高田議員。

○3番（高田 勲議員）3番高田です。4条これよく見てみるとね、何となくイメージとして例えば町の中で、いいです仮にほたる館の近くでなんかの業者が工事とかしてた時、工事とかしてた時に誤ってほたるを何かに害を与えたようになっていうイメージを私は受けたんですけども、これを3条では1万円以下の過料を科すと言う風に修正するんですけども、4条を削除すると言うのはどうなんですかね、同じように過料を科すじゃだめなんですかね。

○議長（杉本邦雄議長）はい、総務課長。

○総務課長（辻 広治課長）過料の場合にですねその法人、特定をしたりですね、そのあくまでも行政長、これは町がするわけですけども、法人そのものに対してですねすることは非常に困難ということで、要するに捕獲した人その人を対象にですね過料をするという考え方から4条は削除させていただいております。

○議長（杉本邦雄議長）高田議員よろしいですか。はい、高田議員。

○3番（高田 勲議員）要はその法人に、法人にペナルティを科したりするのは問題があるんだよと言う説明ですよ。じゃあ例えば法人とはいえ誰かがやるわけですよ、人が。その人に関しては3条の適用になるという解釈でよろしいでしょう

か。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですか。他にありませんか。質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第39号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第11、議案第40号、深川市へ消費生活相談等に関する事務の委託についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（篠原 毅課長）議案第40号、深川市へ消費生活相談等に関する事務の委託について。地方自治法（昭和22年法律第67号第252条の14第1項）の規定により別紙のとおり規約を定め平成23年9月1日から消費生活相談等に関する事務の管理及び執行を深川に委託することについて、同条第3項で準用する同法第252条の2第3項の規定により議決を求める。平成23年6月23日提出。町長名でございます。

次頁に深川市と妹背牛町、秩父別町、北竜町及び沼田町の消費生活相談等の事務の委託に関する規約を示しておりますが、朗読は省略いたしまして、提案理由の方説明申し上げます。

町政執行方針に掲載しておりますように、行政サービスの改善として消費生活相談体制の充実を図るため、昨年10月から深川市と本町含めた北空知4町で業務の運営の広域化による効果や実施方法などについて協議を重ねて参りました。

この広域的な対応は住民にとってより相談しやすく有益なものであるという風に考えておまして、深川市へ北空知の他町とあわせまして消費生活相談等に関する事務の一部を委託してまいりたいと考えております。

当該事務の受託に関する必要な規約を定めるものでございます。

相談の場所につきましては深川市役所のすぐ東側にあります、働く婦人の家の2階にございます深川消費者センターで相談員6名で相談にあたっていただくように打ち合わせをしております。時間につきましては午前10時から夕方の4時までということで、土日はお休みでございます。なお、事務の委託を開始する日につきましては9月1日からを予定しており、また経費の負担につきましては3条の中で別

に定めると言う風に規定しておりますけれども、それぞれの人口割りで協議をしているところがございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第40号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。ここで暫時休憩を致します。15分休憩を致しまして50分より再開を致します。

14時37分 休憩

14時49分 再開

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。日程第12、議案第41号、平成23年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第41号、平成23年度沼田町一般会計補正予算について。平成23年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成23年6月23日提出。町長名でございます。別冊の一般会計補正予算第1号1頁お開きを願いたいと思います。

[以下、別冊一般会計補正予算第1号1頁を朗読（1条2項、3条省略）]

○財政課長（辻山典哉課長）まず13頁歳出の方お開きを願いたいと思います。まず歳出、2款の総務費であります。1目の一般管理費203万9千円を追加するものでございます。まず、8節の報償費であります。50万円を追加いたしてございまして、講師謝金でございます。職員の政策能力の向上等職員研修の重要性に鑑みまして、研修講師の謝金を計上したものでございます。

次に18節備品購入費であります。99万4千円の計上でございます。庁用器具費としての補正増でございます。これにつきましては町長室の開放事業ということをご政策として取り込んでございます。町民の皆さんや職員との議論の場として

有効に活用が出来る環境とするために、イス、テーブル等の購入費を計上したものでございます。

次に6目の財産管理費であります。185万4千円を追加をしたものでございます。15節の工事請負費であります。155万4千円、職員住宅の解体工事として計上してございます。これにつきまして南1条2丁目厚生病院の斜め向かい、角ですね、平屋の1棟2戸建ちの住宅がございまして、この職員住宅に着きまして、相当老朽化をいたしてございまして、解体撤去をするものでございます。

次に10目の振興費でありますけれども、596万円の追加でございまして、まず9節、11節、12節関係であります。旅費、需用費、役務費、この関係の主なものにつきましては企業誘致等活動、これを拡大する為の増額経費でございまして、当初予算で企業誘致のアンケートにつきまして、5000件を予定してたわけですが、更に5000件を追加いたしまして、新規誘致の実現に努めていきたいと、有意回答の確立を深めていきたいということとしたものでございまして、そのための関係経費として旅費、印刷費あるいは郵送料、こういったものを追加をしたものでございまして、13節の委託料であります。85万2千円。これにつきましては夜高会館前に大きな看板がある訳でありますけれども、そこに鳥瞰図と言いますか、町の案内図がございまして、これが作った当時から相当時間経過を致しまして、現状の内容と合っていないということから、案内図の作り直しを行いたいという経費でございまして。

次に19節の負担金補助及び交付金で350万円ですが、町づくり活性化支援事業補助金としての300万、それから21世紀ふるさと活性化支援事業補助金の減額分で100万これはリンクをしている予算でございまして、21世紀ふるさと活性化支援事業補助金と旧中心市街地活性化促進事業補助金をこれ統合致しまして、新たに町づくり活性化支援事業として300万円を計上して運用することとしてございまして、これに伴いまして、当初計上いたしてございまして21世紀ふるさと活性化支援事業補助金この100万円につきましては、減額をすることとしたものでございまして。

次にスノーヒルズパーク事業の補助金150万でございまして、商工会が経済産業省の支援を受けて行います、地気力活用新事業無限全国展開プロジェクト、別名スノーヒルズパーク事業と言う風に命名してございまして、これの自己負担の内150万円を町から助成として支出を致したいという予算でございまして。

次の頁をお開きを願いたいと思います。12目の自治振興費であります。112万7千円でございます。19節で負担金補助及び交付金100万円の計上でございまして、これにつきましては地域作り、失礼しました地域提案型町づくり事業交付金として100万円の計上をたものでございまして。町内会あるいは行政区、地域

の自らの発想やアイデアで地域住民の生活の向上に繋がる事業、あるいは地域の問題の解決に取り組んでいただく為こういった交付金を計上したものでございます。

続きまして20目移住定住応援費であります。1千638万5千円の計上でございますが、この20目につきましては、旧移住定住促進費と言う目でございますが、今回目番号を変えずに移住定住応援費という目名変更と言う形で処理をさせていただいております。まず15節の工事請負費、179万円移住住宅改修工事でございますが、これにつきましては南1条2丁目、3棟同じ形の住宅が並んでいる職員住宅がございます。その住宅2戸これを職員住宅から既に用途を配収致しております移住用の住宅として用意をしているものでございます。今回この住宅に着きまして、浴室の設備が無いということから移住用の住宅としては中々こう内容的に充実されていないと言う事でユニットバスの設置、あるいは外壁の整備こういった改修をする予算を計上させていただいたものでございます。

次に19節の負担金補助及び交付金であります。1千459万5千円でございますが、沼田町ががんばる高校生応援手当で409万5千円でございます。保護者の経済的負担を軽減すると共に子育て環境の向上、及び人材育成に寄与することを目的として、新規施策として条例に基づき予算を計上したものでございます。以下持ち家住宅等奨励の経費でございますけれども、新築住宅への奨励制度これにつきましては制度を継承しつつ、中古住宅の取得の拡大またリフォーム助成もここに組み込みを致しまして、4月1日から遡及適用すると言う事で総額1千50万円を計上してるところでございます。なお、これら財源につきましては先程条例で可決をいただきました移住定住応援基金、これを充当しているものでございます。

次の頁15頁お開きを願いたいと思いますが、3款の民生であります。2目の高齢者福祉費で306万円の追加をしたものでございます。これにつきましては現行の高齢者世帯等の助成事業、これを拡大を致しまして屋根、あるいは窓の除雪費用についても対象に加えたものでございます。

次に2項児童福祉費の3目学童保育所整備費であります。これは新目として設置をいたしました。2千564万4千円を計上したものでございます。小学校改築事業での合地区の施設でございますけれども、本来学校と学童保育所は法的にも別施設でございまして、財源を獲得する上でもそれぞれ目的別の予算への分割が必要となったものでございます。

次に16頁お開き願いたいと思いますが、4款、失礼しました、4款衛生費1目の保健総務費であります。360万円の補正額でございます。19節で340万円、厚生病院の医療機器整備の補助金で340万円計上したものでございますが、厚生病院との協議を踏まえまして、老朽化をいたしております多機能パノラマ心電図装置、これが240万でございます。それから薬体印字プリンターこれが100

万でございます。この購入補助について今回計上させていただいたものでございます。

次に2項清掃費であります。2目の塵芥処理費199万9千円の補正増でございます。資源ごみセンターの持ち込み方式に加え個別収集方式を取り入れたことによります。補正増と言う風になってございます。

続きまして17頁の方お開きを願いたいと思いますが、5款労働費でございます。1目労度諸費で41万1千円計上いたしてございます。19節の中で沼田町雇用促進事業補助金増、40万補正をしてございますが、これにつきましては専決の時にもお話しを申し上げましたとおり、平成22年度中に雇用が発生を致しまして、債務負担行為を設定をいたしまして、23年度予算計上しているものでございますけれども、たまたま3月補正後に事業所から2名の新規雇用の届出がなされたということから2名分の補助金を計上いたしたものでございます。

次に2目の緊急雇用創出事業費656万2千円でございますが、道の緊急雇用創出推進事業の追加募集に応じた補正でございます。明日萌駅舎を含むロケセットの管理、あるいは観光ホームページの管理、夜高あんどん祭り等イベント観光案内、あるいは体験観光、PR業務など総合的に取り組んでいただく内容でございます。全額道費支弁でございます。

次に6款農林水産業費でございますが、6目の農業総合対策費518万8千円を追加をしたものでございます。19節で500万補正をいたしてございます。これにつきましては新たに農業への参入を希望するものに対して農業実習を通じて技術を習得し、新規就農に繋げる為生活費用の支給をし育成をしようとするものであります。本年度研修生2組を予定しているものでございます。事業主体については沼田町担い手育成総合支援協議会でございまして、2分の1国費を活用するものでございます。

2項林業費、1目林業振興費でございますが、45万2千円の追加でございます。幌新林道の復旧工事としての計上でございますが、幌森林道の途中にですね舗装に亀裂、それから陥没こういったことによりまして、路面の段差が生じておりまして通行に支障があることから復旧を行うものでございます。

7款の商工費1目商工業振興費でございます。75万円の追加をしたものでございますが、きらり輝く商工振興事業補助でございます。商店街の集客を寄り一層向上させる気運づくりと、商業者同士の連携強化を図る事業に対して支援するものでございまして、商工会75万、町75万という事業費になってございます。

次18頁お開き願いたいと思いますが、3目の夜高会館費、136万円の追加でございます。需要費の136万、修繕料として補正増させていただいてございます。夜高会館の大きなシャッターがある訳ありますが、この電動シャッターのモー

ターあるいは制御盤が経年劣化によりまして不具合が生じております。開閉不能であることから修繕経費111万2千円を計上したものでございます。その他24万8千円についてはさわやかトイレの修繕でございます。

次8款土木費の2目街路灯費であります。1千100万円の計上でございます。LEDにランプを交換する工事でございますけれども、町中の仲通におけます防犯灯、ハイウェイ灯型が20基、それから防犯灯18基これを水銀灯からLEDランプに交換をするものでございます。

2項道路橋梁費の1目道路橋梁維持費で1千230万円の追加補正でございます。11節需用費で300万円を修繕料として計上してございます。これにつきましては更新2号線の側溝浚渫、1520mに180万円、それから建設機械のエンジン等の修繕に120万円を計上したものでございます。

次13節の委託料であります。210万円あります。アイヌ沢川の支障木伐採業務の委託料で210万であります。支障木300本ほどの伐採を予定しているものでございます。

次に15節工事請負費で720万円あります。更新3号線の側溝整備工事、延長280mこれに517万円、それから幌新一部線の横断管の改修工事203万円を計上したものでございます。

次の頁お開き願いたいと思います。2目の道路新設改良費で1千565万円の追加補正でございます。13節、15節に渡りまして町道田畑線の拡幅工事に係ります経費でございます。歩道拡幅と交差点の改良を行うものでございます。拡幅工事につきましては180m、3千700万円、これに伴います用地確定測量業務、業務委託料に135を計上したものでございます。町道東予中央線の凍雪害防止工事につきましては減額を致しております。当初5千470万円の工事費、これでもって執行するというところで予算計上してたところでございますけれども、国の予算カットなどによりまして、事業量の縮小となったところでございます。このことから2千300万円の減額としておるものでございます。

次に5項住宅費の1目住宅管理費であります。295万円を追加をしたものでございます。15節工事請負費で288万7千円あります。緑町の公営住宅の入浴設備の関係経費でございます。まず、緑町公営住宅入浴設備の設置工事でありますけれども、こちらから踏み切りあがって左側の住宅、小西支店側の公営住宅でありますけれども、こちらの住宅につきましては入浴設備が整っておりません、町の方で整備をしておりません。こういったことから空家が今6戸ほどあるわけですが、その内3戸分について入浴設備を設置をすることとしたものでございます。なお、家賃につきましては当然お風呂を設置するわけでございますので、応益がアップするという事から、応益係数のアップをすることによりまして、家賃

は見合いの家賃に改定されるというものでございます。今後は入居状況を見ながら随時実施をしていきたいということでございます。それと緑町公営住宅の浴槽更新工事ではありますが、この公営住宅につきましては自衛隊の官舎側の住宅になります。ここの住宅の浴槽については町設置のものでございます。浴槽については町設置でございます。経年によりまして浴槽の傷みが激しいことから、今回給湯器のリースの更新があります。この更新に併せて2棟16戸分の浴槽の更新を併せて行うこととしたものでございます。なお、これの財源につきましては家賃収入があたっているものでございます。

次の頁お開きを願いたいと思いますが、10款の教育費でございます。5目の教員住宅管理費で279万3千円を計上いたしてございます。小学校改築工事の着工に伴いまして、新たに除雪による滞雪スペースが必要になるということから、老朽化をいたしてございます、北1条6丁目グラウンドの方に向かっていきます仲通の一番奥の右側の住宅2棟であります、この住宅を解体するものでございます。昭和36年の建築物件でございます。

次2項の小学校費4目学校施設整備費であります。5千364万4千円の減額でございます。これにつきましては全体の中でもお話を申し上げたとおり、全体事業費を1億円見直した結果、小学校分の按分後の継続事業費につきましては、12億1千700万円としたところでございます。それに伴いまして、23年、24年の年割額、40%、60%ととしてることから、平成23年度分事業費は4億8千680万円となる訳でございます。当初概算時の年割り額と比較をすると5千320万円の減額となったところでございます。更に工事管理の委託につきましても学童との按分により44万4千円減額をしたものでございます。

次に3項中学校費、1目学校管理費であります。132万5千円の追加補正をしたものでございます。11節で修繕料として110万5千円の増としてございますが、沼田中学校のボイラーの点検時に今回修繕を必要とする箇所が判明をしたことから、予算計上させていただいたものでございます。

次に5項社会教育費の2目社会教育推進事業費でございます。60万円の追加補正をしたものでございますが、19節の中で沼田町総合教育計画等策定事業交付金50万円でございます。本町の教育施策を総合的かつ計画的に推進する為の基本的指針となる総合教育計画、これの策定にかかる経費を新規に計上したものでございます。

次21頁お開きを願いたいと思います。12款の諸支出金、5目のふるさとづくり基金費ではありますが、200万円の積立金の増をみております。これにつきましては5月31日に西田前町長から指定寄付のあった200万円を積み立てる予算でございます。

次に8目移住定住応援基金費であります。3千202万1千円の計上でございますが、この8目につきましては、旧目名移住定住促進基金費でありましたけれども、基金条例を改正したことから目番号は変えずに目名変更としての処理をしたものでございます。なお、移住定住応援条例が4年間の時限立法であることから、4年間で必要とされる額、総額4千200万円を造成するため、新規に3千200万円を積み増しをしたものでございます。

次22頁お開きを願いたいと思いますが、14目の商工観光振興基金費であります。3千1万5千円を追加補正をさせていただきました。積立金と致しまして新規に3千万円の積立でございます。これにつきましては、商工観光振興基金の当初予算編成ベースでの基金繰入後残高、これが750万円まで枯渇をしております。今後の基金条例に基づきます事業に支障をきたさないよう、必要額を積み立てるものでございます。

次17目であります。ここにつきましては木目変更をした表示でございます。以上で歳出補正の説明とさせていただきます。歳入の方9頁お開きを願いたいと思います。

まず歳入11款の地方交付税であります。183万4千円を減額処理したものでございます。前年度繰越金を計上今回いたしてございます。その他特定財源を充当した結果、総額的に一般財源オーバーとなっております。このオーバーとなった額を地方交付税を減額をして収支の均衡を図ったものでございます。

次13款分担金及び負担金、1目民生費負担金であります。159万1千円の減額でございます。保育料の減額処理でございますけれども、保育料算定に用います所得階層を15階層に細分化した結果、軽減となる額を歳入として減額をするものでございます。

次に15款国庫支出金国庫補助金の内、3目土木費国庫補助金であります。980万円の増額でございます。東予中央線の凍雪害防止事業の補助金で1千610万円の減額処理を致してございますが、事業量の減によるものでございます。田畑線の交通安全事業補助金につきましては、新規事業形状でございます。10分の7の補助割合でございます。4目の教育費国庫補助金、402万8千円の減額でございます。学校施設環境改善交付金、従来の学校の安全安心づくり交付金ありますが、これの減額でございます。これにつきましては事業費の、全体事業費の減額、それからいわゆる建築の単価差、それから面積差それによるものでございます。

次の頁をお開きを願いたいと思いますが、16款の道支出金、4目の労働費道補助金であります。656万2千円労働費の補助金で追加を、補正増致してございますが、これは追加募集で採択をされました重点分野雇用創出事業財源として計上したものでございます。

6目の商工費道補助金300万円、地域づくり総合交付金であります。夜高あんどん第35回記念事業財源として北海道からの補助金を計上したものでございます。

次7目土木費の道補助金であります。550万円地域づくり総合交付金であります。これにつきましては仲通の防犯灯などのLED化の事業交付金でございます。

次11頁お開き願いたいと思います。18款寄附金であります。2目の総務費寄附金で200万円でございます。先程積み立てのほうでもお話申し上げました、積み立て財源になっているのがこの寄附金でございます。前西田町長から寄附金があったのものでございます。

次に19款の繰入金であります。まず3目企業等誘致推進基金の繰入金であります。116万9千円あります。これにつきましては企業誘致活動の拡大経費に充当がなされているものでございます。4目の社会福祉基金繰入金306万円。これにつきましては高齢者除雪対策等の拡充事業に充当したものでございます。

次5目の農業振興基金の繰入金500万であります。沼田農業新規参入推進事業に充当したものでございます。7目の商工観光振興基金繰入金75万あります。これにつきましてはきらり輝く商業振興事業補助金に充当いたしてございます。

次に9目の財政調整基金繰入金6千200万あります。この繰入につきましてはいわゆる財政悪化による基金の繰入ではなく、今後4年間の財源保障のために別基金へ積み立てるため組み換えをする繰入でございます。移住定住応援基金に3千200万、それから商工観光振興基金に3千万、合わせて6千200万これを財政調整基金から組み換えをしてるというものでございます。

次の頁お開きを願いたいと思います。12頁であります。10目移住定住応援基金繰入金、1千50万、新規基金条例に基づきまして今年度必要額を繰入れるものであります。11目の沼田小学校改築整備基金繰入金、これにつきましては今年度事業分に対して起債を抑制する為に繰入をするものでございます。1億5千万、新目として計上したものでございます。

次に20款繰越金であります。繰越金として6千411万5千円前年度からの純繰越金として計上しているものであります。繰越総額7千887万5千円でございます。この内繰越明許費、それから事故繰越、これが976万円ございますので、これを差し引いた額6千911万5千円が純繰越金となります。当初計上額500万円を差し引いた残り、6千411万5千円が今回の補正額となるものでございます。

続きまして21款諸収入ですが、5目の雑入でございます。108万の計上であります。いきいきふるさと助成金で100万円計上いたしてございます。これに

つきましては北海道市町村振興協会からあんどんの35年、35周年記念事業としての助成金として歳入するものでございます。

次に22款町債でありますけれども、2目教育債1億9千790万円の減額でございます。小学校の改築事業債でございます。これにつきましては事業費減の他1億5千万の基金充当、並びに設計の内容精査によります起債の充当によりまして、減額になるものでございます。

5目の民生債であります、新目で2千390万の新規でございます。学童保育施設を別計上をさせていただいたことによります、これは起債の新規計上、過疎債でございます。

以上で歳入の方の説明終わらせていただきまして、5頁の方に戻っていただければと言う風に思います。第2表で継続費の補正をさせていただいてございます。まず、追加をしてございます。これにつきましては学童保育施設を分離をしたことによりまして、新たに継続費を設定をしたものでございます。変更につきましては小学校費の方の学校関係の変更でございますけれども、事業費の見直しあるいは学童施設の分離、こういったことから継続費の年割額をそれぞれ補正をさせていただいたものでございます。以上、ご説明申し上げまして提案の理由とさせていただきます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。中村議員。

○8番（中村保夫議員）8番中村でございます。何点か分からないことがあるので聞かせていただきたいのですが、16頁の厚生病院医療機器整備、薬の袋のプリンターとか色々言われておりましたけれども、これ単独で支払われるお金と言う風に、340万と言うお金と言う風に思いますけれども。こうやってどこからも特定財源が無いようなものについては、逆に厚生病院の赤字の累積分として計上してもらって、特交で見返りを期待する事の方がかえって町の財政としてはいいのではないかなと言う気がしておりますが、これをこの段階でこういう形で支出することの理由をお聞きしたいと言う風に思います。

それともう1点、14頁の移住定住応援費でありますけれども。私は頑張る高校生応援手当って言うのは、教育費とは言えないかも知れないけれども、移住定住策ではないんではないかなと言う気が致しております。子育て支援費になるのか教育費になるのか分かりませんが、ここでは無いんではないかなと言う気がしておりますので、何故ここになったかって言うこと理由をちょっとお聞きしたいなと思います。

同じ項なんですけれども、リフォーム助成を移住定住応援の中でやって行くんですけれども、例えばこれ3年前か4年前から始まっていると思うんです。実はその4

年前に屋根を直したんだと、4年経って浴槽周りが大分ひどくなってるんで又改修を、ちょこっとずつちょこっとずつの改修だけれどもやりたいんだと言った時に、実は先程の条例を作った中で4年間のサンセットでありますので、今後4年間続くわけですけれども、最終年になるともう8年前にあんた一回使ってるから駄目よって言う話にもなりかねない、いうことになれば5年経てばもう一回使ってもいいよあるいはですね、同じところをまた改修するのは駄目だけど、前回屋根をやって今回バスルームをやるのであれば間3年でいいよ、というようなそういったニュアンスのことってのは出来ないんだろうか、税の公平な分配って言う意味合いからすると、同じ人が同じような補助金を2回受けるってのは本当はよろしくは無いんだけど、やはり沼田にずっと住んでいただきたい、今住んでる人が幸せにしたいっていうことであれば、4年に1回5年に1回ぐらいの、小破修理っていうものが出てくるとすれば、そういったものにも目を向けてやった方が今住んでる人は幸せなのかなと言う風には思うんですけれども、その辺に対する考え方を聞かせてください。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）まず1点目の厚生病院の医療機器関係でございます。議員おっしゃられるとおり財源の問題でございますけれども、基本的に公共的要因と言う中で医療機器につきましては財源としては過疎債の対象になるということをお大前提にございます。あえてこれを単独として一般財源を計上してるかというのは、このぐらいの金額に対してあえて過疎債を充当し、7割交付税というものがございます。しかし右肩上がりの時代の交付税は有効なわけでありましてけれども、この事業に7割ついてますよと言うだけに終わってしまうという事からすれば、とにかく減債をしていくと言う考え方が今一番大事だろうと言う事で、この程度の規模についてはまだ沼田町の力の中では単独でやれると言う事で財源を一般財源にしているものでございます。

それともう一点、では厚生連がこれを直接やって赤字の中に入れてもいいじゃないかとこれも一つの考え方だと言う風に思います。仮に厚生連が直接買いをして自分の所の資産台帳に載せてこいつを管理をしたとしたときには、きっと償却が発生するんだろうと思います。そうすると最終的に赤字補填の中にその部分が余計かさんでくるのかなと、そんな風に私は考えてございます。ですんで、こういった方法が一番適当なのかなと、その中で今後協定の中で備品につきましてはお互い協議を経ることになってございますんで、多額な医療器械だとすればそれについては何らかの財源手当と、過疎債という考え方ももちろん否定するものではございません。これが1点目に対するお答えとさせていただきます。

2点目頑張る高校生の応援手当でございます。これが何故移住定住のこの経費な

のかと、馴染まないじゃないかというお話しでございます。実際問題ですね、この事業をどこへ計上するかと言う事は非常に私ども悩んだ部分でございます。教育費の就学奨励としていいのか、あるいは子育て支援という福祉の施策なのかと、総合的にその辺を考えた結果やはり住んでいただく、この町に住んでいただくということを主体として考えたならば、やはりここに定住をしていただくための応援の事業という事が一番馴染むだろうということの中で、この目の中へ予算を収めさせて頂いた、つまりはこの移住定住応援というこの目的に沿った事業と言う風に位置付けをさせて頂いたということでございます。私の方のお答えについてはそこまで、3点目地域開発課長が答えます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、地域開発課長。

○地域開発課長（横山 茂課長）今ほど中村議員の方から住宅改修事業に関する対象の枠拡大と言うか、その件に関してですが、基本的にはリフォーム事業につきましては、21、22年度の2年間を実施してございます。この条例の他にですね、規則を制定させて頂いて、対象等要件を設定してございますが、この中ではリフォーム補助を受けて改修をした方については対象外としてございます。中村議員の方から言われたその4年前、あるいは5年前に個人がやられる場合については今のところこの事業では対象となる予定となっております。

ただし、その他に例えば持ち家住宅奨励金、いわゆる新築住宅の奨励金を受給されてる方については当然対象とならない方もございます。要綱では過去5年以内に奨励金を受給している方についてはこのリフォーム補助事業については対象外とさせて頂いてる要件がございまして、その点その申請等内容を確認させて頂いた上で対応させて頂きたいと思っております。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、中村議員よろしいですか。

○8番（中村保夫議員）はい。

○議長（杉本邦雄議長）他にありませんか。質疑がないようですので質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第41号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第13、議案第42号、平成23年度沼田町養護老人

ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。
和風園園長。

○和風園園長（中山利之園長）議案第42号、平成23年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成23年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成23年6月23日提出。町長名でございます。

別冊、平成23年度養護老人ホーム特別会計補正予算の1頁をご覧ください。

[以下、別冊養護老人ホーム特別会計補正予算第1号1頁を朗読（2項省略）]

○和風園園長（中山利之園長）5頁をご覧ください。上段の歳入をご説明いたします。5款繰越金につきましては、前年度からの繰越によるものの整理でございます。下段の歳出につきましては25節の積立金、前年度繰越金を財源にしまして、積立金の整理をしたものでございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第42号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第14、議案第43号、平成23年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園園長（浅野信行園長）議案第43号、平成23年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成23年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成23年6月23日提出。町長名でございます。

別冊の第1号をご覧ください。第1頁でございます。

[以下、別冊特別養護老人ホーム特別会計補正予算第1号1頁を朗読（2項省略）]

○旭寿園園長（浅野信行園長）今回の補正予算の主な内容をご説明させていただきます。歳出につきましては利用者居室ベッドの老朽化によりますマットレスのリー

スト、故障または恐れのある厨房機器の買い替え、それから蒸しタオル器の故障による購入、それと基金の積立であります。歳入につきましては前年度、22年度繰越金の増額と基金繰入金の減額を行ったものでございます。

まず最初に6頁をお開き頂きたいと思えます。歳出でございます。1款運営費補正額363万5千円の増額でございます。14節使用料及び賃借料、59万2千円の増額でございますが、これにつきましては利用者の使用されるベッドマットのリース使用料でございます。現在使用している、ベッドマットでございますが、汚れがひどく全てのマットの傷みがひどくなりまして、洗濯も困難となったことから、今後感染症、かいせんなどの病害虫の発生の原因となる心配もあることから今回全てのマットを洗濯を含めた新規リースとして契約を行うものでございます。

続きまして18節備品購入費、156万1千円の増額でございます。これにつきましては施設の器具の購入費でございますが、厨房機器、冷蔵庫、冷凍庫がいずれも老朽化により傷みがひどいために新たに購入するものでございます。またガステーブル、それからレンジ等につきましても同じく不完全燃焼等の原因になることが判明した為に購入をするものでございます。また蒸しタオルにつきまして、利用者の体を拭く清拭用の蒸しタオルですが、老朽化が激しく水漏れが多くなったために買い換えるものであります。

12節積立金でございます。148万2千円、基金積立金でございます。これにつきましては平成22年度から繰越額から必要経費を差し引いた額を積み立てるものであります。

1頁戻っていただきまして、5頁歳入でございます。4款繰越金895万8千円を増額いたしまして、総額995万8千円でございます。これは前年度の収支決算により繰越金を増額したものであります。

5款2項1目の基金繰入金、532万3千円の減額でございます。これは当初523万、532万3千円の基金繰入を行い本年度の予算執行を予定しておりましたが、繰入をしなくてもいいと判断したため今回全額を減額するものでございます。

以上説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第43号は、原案のとおり決することに異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第15、議案第44号、平成23年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（篠原 毅課長）議案第44号、平成23年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成23年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成23年6月23日提出。町長名でございます。

別冊、国民健康保険の補正予算書をご覧ください。

[以下、別冊国民健康保険特別会計補正予算第1号1頁を朗読（2項省略）]

○住民生活課長（篠原 毅課長）今回の補正につきましては、平成22年決算による繰越金の確定、基金繰入、又、平成22年度の療養給付の確定による給付の再算定による補正、これらに伴う国庫支出金の補正、そして給付の伸び等前期高齢者交付金の減少に伴う歳入不足を補うための基金繰入を行うものとなっております。

歳出から説明いたします。10頁をご覧ください。中ほどになります2款保険給付費の1目一般被保険者療養給付費でございますが、これと下から2段目になります一般被保険者高額療養費につきましては、3ヵ年の給付の伸びを元に算出したものでございまして、当初予算算定時におきましては、まだ22年度の実績が出ておりませんで、実績に基づきまして再算定をいたしまして、療養給付費につきましては1千2万9千円、高額療養費につきましては116万9千円をそれぞれ補正増しております。

2目の退職被保険者の療養費につきましては、実績が下がりましたのでそれに基づきまして減額としまして、594万1千円を減額しております。

1枚おめくりいただきまして、下段になります3款の後期高齢者支援金等でございますが、この中の後期高齢者支援金につきましては、これと次頁の前期高齢者の納付金、及び6款の介護納付金これらにつきましてはそれぞれ支払い基金からの通知額によりまして補正を致してるところでございます。

13頁お開き頂きたいと思っております。保険事業の中の真ん中辺になりますけれども、1目保険衛生普及費としまして、13万円計上いたしておりますが、医療費適正化に向けた取り組みと致しまして、昨年整形外科の患者さんが多かったということを含めまして、腰痛防止の為の取り組みのための講師謝金またジェネリック医薬品等の利用促進を図るための希望者、希望カードの配布等の費用としまして13万円計

上いたしてございます。

10 款の諸支出金でございますが、この中の償還金 3 目償還金でございますが、これにつきましては出産一時金の返還金と第 3 者に伴います影響分の国庫返還金分を計上いたしてございます。

続きまして歳入の 7 頁の方ご覧頂きたいと言う風に思います。国民健康保険税でございますが、これにつきましては 4 千 6 8 8 万円減額をしているものでございますけれども、保健税につきましては先般可決いただきました税率改正の中で触れられてもございましたけれども、給付の伸びですとか後ほど説明申し上げます前期高齢者の支援金の減少などによる急激な税負担の変動を抑えるために基金が投入されたことに伴いまして減額をしているものでございます。

2 款の国庫支出金につきましては、1 目の療養給付費負担金と 2 項の財政調整交付金の部分でございますけれども、これにつきましては歳出で説明いたしました一般被保険者の給付の増と歳入の前期高齢者の交付金の減少に伴う国庫支出金の増額分としまして、それぞれ 1 千 2 0 0 万、1 千 2 0 7 万 6 千円と 1 千 1 2 4 万 8 千円をそれぞれ計上いたしております。

1 枚めくっていただきまして、3 款療養給付費の交付金につきましては退職者に係ります保健給付費の減に伴いまして、減額をして、5 0 0 万、5 7 5 万 7 千円の減額を致しております。

4 款前期高齢者交付金につきましては、この算定ルールにつきましては平成 2 0 年度から始まっておりますけれども、算定につきましては 2 年前に交付された金額の精算調整、精算額として調整される仕組みとなっております、本年は平成 2 1 年分の精算分を調整された中で今年通知された額に基づきまして、補正を出しておりますが、この部分が三角 2 千 2 9 7 万 8 千円ということになってございます。

下まいりまして、2 項の、5 款の道支出金の 2 項道補助金の財政調整交付金でございますけれども、これにつきましては一般被保険者の療養給付費の増加に伴う普通調整交付金の増と次頁に共同事業交付金というのがございますけれども、これの減に伴います特別調整交付金への振替分と致しまして 1 千 1 6 4 万 2 千円を補正増致しております。

次頁ご覧いただきまして、6 款共同事業交付金につきましては平成 2 2 年度も決算時に減額となっております、平成 2 1 年と 2 2 年の交付金の動向を精査致しまして 1 千 3 4 2 万 9 千円の減額補正を致しております。

続きまして 8 款の繰入金でございますけれども、基金繰入金と言う事で繰り返しになります、一般被保険者の給付の伸び、及び前期高齢者交付金の減によります会計の影響によりまして、急激な保健税の引き上げ並びに今般、引き上げとならないように今般 5 千万円の繰入を計上、トータル 5 千万円を計上いたしているところ

でございます。しかしながら今後の繰入、今回の繰入によりまして、今年度末の基金残につきましては5千300万となる見込みでございます。今後におきましては税額の上昇は避けられないと言う状況でございます。しかしながらこれに対応するために少しでも給付を抑えるために、保険事業等によりまして給付を抑えることにつきまして対応していきたいと言う風に考えておりますけれども、いずれにしましても厳しい状況と言う風になっている状況でございます。

9繰越金につきましては前年度会計からの繰越金と致しまして、941万9千円を計上いたしてます。

10款諸収入でございますが、これの第3者納付金につきましては第3者行為といたしまして、交通事故に係ります納金としまして63万6千円計上いたしております。以上説明させていただきました。ご審議の程よろしく願います。○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第44号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第16、議案第45号、平成23年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田憲司課長）議案第45号、平成23年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成23年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成23年6月23日提出。沼田町長名でございます。

別冊の介護保険特別会計補正予算第1号の1頁をお開き頂きたいと思います。

[以下、別冊介護保険特別会計補正予算第1号1頁を朗読（2項省略）]

○保健福祉課長（吉田憲司課長）5頁をお開き頂きたいと思います。今回の補正につきましては平成22年度決算に伴います繰越金の確定と、前年度の介護給付費等の確定に伴います国、道負担金、支払基金への返還金の補正となっております。

歳出から説明させていただきます。5款諸支出金でございます。2目償還金過年度介護保険、介護給付費等返還金増で1千270万2千円となっております。介護サービスに対する財源につきましては定められた比率によって算定されておりますけれども、国、道負担金、支払基金交付金につきましては11月以降のサービス負担額を見込み額といたしまして積算し、交付申請を行っております。それ以降につきましては変更が出来ないこととなっております。今回1千270万円の返還金につきましては多少多くなっておりますけれども、感染症等に発生によりまして特養短所入所の減だとか、あるいは深川第1病院のような療養型施設利用者の減、あるいは町外の特養施設での過誤調整による減額により支出額であるサービス負担金が見込んだ額より下回ったことによるものでございます。なお1千270万の返還金の内国に対する返還金につきましては412万9千円、道への返還金につきましては233万7千円、支払基金への返還金は623万6千円と言う風になってございます。

次に対する歳入でございますけれども、上段の7款繰越金でございます。1千271万8千円の増額ですけれども、先程説明いたしました歳出の過年度介護給付費等の返還金の額が前年度の会計の出納整理期間中に確定しておりましたので、歳入財源と致しまして繰越金として残し財源調整を図っているものでございます。以上説明させていただきます。よろしくご審議を頂きたいと思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第45号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第17、議案第46号、平成23年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（篠原 毅課長）議案第46号、平成23年度沼田町後期高齢者医療

特別会計補正予算について。平成23年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成23年6月23日提出。町長名でございます。

別冊の後期高齢者医療特別会計補正予算書をご覧ください。

[以下、別冊後期高齢者医療特別会計補正予算第1号1頁を朗読（2項省略）]

○住民生活課長（篠原 毅課長）5頁

（「説明省略」の声あり）

○住民生活課長（篠原 毅課長）5頁ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第46号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。ここで暫時休憩いたします。15分休憩します。

15時59分 休憩

16時12分 再開

○議長（杉本邦雄議長）再開いたします。日程第18、議案第47号、教育委員会委員の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（金平嘉則町長）議案第47号、教育委員会委員の任命についてでございますけれども、平成23年2月21日に委員でありました岡田聖人氏が辞職されその後欠員となっていましたのでその後任として下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。提案する方につきましては、住所沼田町字恵比島104番地の66、生年月日昭和37年3月1日生まれ、49歳でございます。氏名につきましては青木健二氏をご提案申し上げます。略歴につきましては、最終学歴は専修大学北海道短期大学を昭和57年に卒業されまして平成4年に社会教育委員になり、平成18年から委員長の仕事についておられます。その他沼田農協青年部長、農民協議会の代表幹事と書記長をそれぞれ歴任され見識も深く、最も適任と認めご提案申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。平成23年6月23日

提出。沼田町長名でございます。同意をよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第47号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第19、議案第48号、教育委員会委員の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（金平嘉則町長）議案第48号、教育委員会委員の任命についてでございますけれども、現委員であります植木和美氏の辞職願いが提出されましたので、平成23年6月30日付けを持って受理することと致しました。その後任として下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。提案する方につきましては、住所沼田町本通2丁目4番3号、生年月日昭和37年9月3日生まれ、48歳。氏名小西克典氏をご提案申し上げます。略歴につきましては、最終学歴は日本大学文理学部体育学科を昭和60年に卒業されまして平成15年から2年間沼田小学校PTA会長になられ、平成18年から社会教育委員の職に就いておられます。その他沼田ポートハーディ交流協会代表幹事、商工会理事をそれぞれ歴任され見識も深く、最も適任と認めご提案申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。平成23年6月23日提出。沼田町長名でございます。同意をよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第48号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長） 日程第20、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（金平嘉則町長） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。現人権擁護委員であります、平木恵子氏の任期が23年9月30日を持って任期満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の同意を求めるものであります。記と致しまして推薦する方は住所沼田町南1条3丁目8番13号、氏名平木恵子氏、生年月日昭和24年6月1日生まれ、現在2期目の人権擁護委員としてご活躍をいただいておりますが、識見、人格共に正に適していますので再任として提案申し上げます。平成23年6月23日提出。沼田町長名でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長） はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。諮問第1号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長） 日程第21、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（金平嘉則町長） 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。現人権擁護委員であります、横山哲雄氏の任期が23年9月30日を持って任期満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の

同意を求めるものであります。記と致しまして推薦する方は住所沼田町字共成197番地、氏名横山哲雄氏、生年月日昭和21年10月10日生まれ、現在1期目の人権擁護委員としてご活躍をいただいておりますが、識見、人格共に正に適していますので再任として提案を申し上げます。平成23年6月23日提出。沼田町長名でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。諮問第2号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。ここで暫時休憩いたします。

16時19分 休憩

16時20分 再開

（日程の追加）

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今閉会中の所管事務調査の申し出について追加議案が提出されました。この際、これを日程に追加致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって日程第22、閉会中の所管事務調査の申し出についてを日程に追加することに決しました。

（閉会中の所管事務調査の申し出について）

○議長（杉本邦雄議長）日程第22閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と致します。お諮り致します。本件は総務民教常任委員会と産建福祉常任委員会が調査終了まで閉会中の所管事務調査の申し出があります。説明を省略しこれを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本件は許可することに決し

ました。

(閉 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）以上で本定例会に付議された案件は全て終了致しました。これにて平成23年第2回沼田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

16時21分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員